

# 仕 様 書

## 1 件名

平成 31 年度「東京観光情報メールマガジン」の制作及び配信委託

## 2 目的

- (1) 欧米豪市場において、海外メディア（一般・業界）及び現地旅行事業者等を主なターゲットとしてメールマガジンを年 12 回配信し、B to B to C 及び B to C への訴求を強化する。
- (2) 東京の最新情報（施設やホテルのオープン情報、人気の施設紹介など）を、網羅的かつ効果的に紹介した内容にすることで、多様な情報を包括的にメディアや現地旅行事業者等に提供し、訪都商品の販売促進やメディアによる取材促進を図る。
- (3) 文字や写真による発信のみならず、多角的なコンテンツを盛り込んだ内容とすることで、東京のより一層のイメージアップを図るとともに、東京観光の意欲増大、需要喚起及び訪都旅行の一層の機運醸成を促す。

## 3 履行期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

## 4 委託内容

### (1) 全体に関すること

受託者は本事業の履行にあたり、本仕様で述べる事項を踏まえ、以下のア～エを留意すること。

- ア 東京都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、別紙 1「東京のブランディング戦略会議及び報告書（概要）」のとおり、ブランドコンセプトを定めた。本プロモーションの実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとし、新たに決定したアイコンとキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下、「アイコン」という。）にこめられたメッセージを深く理解の上、プロモーションの実施にあたること。なお、「東京のブランディング戦略」とアイコンとキャッチフレーズについては以下を参照すること。

【東京のブランディング戦略】

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/01/20p1j700.htm>

【アイコンとキャッチフレーズについて】

[http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07\\_01.html](http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html)

【アイコン公式 WEB サイト】

<https://tokyotokyo.jp/>

- イ 事業を遂行するにあたって、作業が円滑に進むよう統括責任者を置き、各担当者と連携した組織体制を整備すること。
- ウ 事業の実施にあたっては、業務の詳細を含めて公益財団法人東京観光財団（以下、「TCVB」という。）に協議・報告・提案を行いながら進めること。また、十分な校正回数を確保しながらスケジュール通りの事業執行が可能となるように事業全体の進捗管理を適切に行うこと。
- エ 主なターゲットの行動特性や嗜好等を考慮の上、訴求する内容や形態等の工夫をし、容易な効果測定が可能となるよう心掛けること。

(2) 企画・編集業務

各号の企画については、上記2の目的を踏まえるとともに、以下のアからオを基本軸として構成を考えること。各号の具体的な内容については TCVB と協議の上決定すること。

- ア テーマ性を持たせ、読み応えのある全体企画、記事を作成すること。また、東京の観光振興に資する社会的信用度の高い情報とすること。
- イ レストランや施設等の開業やイベント情報等を集め、都内のエリアごとの最新トレンド情報がわかるよう、見せ方を工夫した内容とすること。
- ウ 文字や写真による記事のみならず、観光に関する動画やマンガ、イラスト等多角的なコンテンツを各号盛り込み、視覚的にもわかりやすく親しみやすいものとする。
- エ プレスリリースとして、宿泊及びその付帯施設の開業及びリニューアル情報等を掲載すること。なお、掲載するプレスリリースについては、毎号受託者が宿泊及びその付帯施設の開業及びリニューアル情報の中から選定し提案を行うこと。
- オ 各号紙面のおおむね 12.5%以下を広告スペースとし、広告掲載を交渉すること（広告の原版制作費用は、広告掲載費に含まず、広告主負担とする）。  
広告スペースの中で、掲載する会社数、掲載レイアウトについて提案を行うこと。交渉先は本事業の趣旨にあった企業・団体とし、事前に TCVB の承認を得ること。広告掲載費については、総額の 20%を交渉手数料として差し引いた後の額を、TCVB へ支払うこと。なお、TCVB への総支払額の

目標は 50,000 円／年間（税抜き）とし、支払い方法については別途 TCVB と協議する。尚、広告の掲載先はメールマガジンのみに限られる。

### （3）原稿作成及び校正

ア 各号文字稿（英語）とその他コンテンツを含み A4 で 4 枚程度とする。

（ア）原稿作成にあたっては、概要を事前に日本語で作成し、上記 4（1）を踏まえたものとする。

（イ）原稿作成/翻訳/校正はネイティブ、またはネイティブレベルの原稿作成能力を有する者が行うこと。特に校正については、文法や語法を中心としたチェックに留まらず、欧米圏における文化的側面や実生活における言い回しなども考慮した校正を実施すること。

イ 掲載施設の名称、リンク先等の情報を精査すること。

（ア）各原稿に掲載した施設・イベント等の詳細は、リンク先の各外部ウェブサイトを参照させること。

### （4）掲載施設への取材及び掲載許可取得

ア 掲載にあたっては、必要に応じて取材を行うこと。

イ 掲載にあたっては、必要な許可を取得すること（依頼書の作成、掲載内容に相違がないかの先方への確認、また、写真等の著作権者、肖像権者からの掲載許可取得業務及び 2 次利用申請取得業務を含む）。なお、TCVB から提案、依頼した記事等についても同様の処理を行うこと。

### （5）タイトル・レイアウト作成

ア HTML で作成・配信すること。視覚的に訴え、多忙な読者の興味を喚起するレイアウトにすること。また、配信されるものは携帯電話やタブレット端末などのモバイル機器にも対応させること。

イ 掲載する写真の提案、入手、選定について、写真は各号一定数以上を掲載し、当該記事用に撮り下ろし、又は取材先から提供を受けること。

ウ 基本的にはオンラインで配信されるが、印刷の折には見栄えがよくなるよう、可能な限りフォントや余白、レイアウト等考慮すること。

エ 開封率の向上につなげるべく、各号紙面の内容に即し特集内容が容易にわかる魅力的な件名（サブタイトル）を設定すること。サブタイトルは、毎号 TCVB と協議の上決定すること。

### （6）配信

ア 年 12 回、毎月下旬の発行

（ア）配信日は予め TCVB と協議の上決めておき、その配信日を遵守すること。

（イ）テストメールの送信などを行い、確実に配信できるようにすること。

（ウ）エラーが発生した場合、TCVB へ報告の上、原因を解明して配信を完了すること。

(エ) 登録者ページを設け、当該ページによりメールマガジンを告知し、読者を幅広く募集すること。尚、本メールマガジンの登録・登録情報の修正・配信解除等について、希望する読者自身がオンライン上で各々作業が行えるような機能を設けること。なお、円滑な配信作業とすべく、新規登録先へも自動配信すること。

<https://www.tokyonowsignup.com/>

(オ) 個人情報を含むことから、サーバとしては SSL の機能を有するものを設置し、メールマガジン申込登録時には、その技術を用いること。また、個人情報に関してはヨーロッパにおける EU 一般データ保護規制 (GDPR) に対応し、情報漏えい防止に努めること。

契約金額には登録ページ作成及び運用その他等に関わる一切の費用が含まれるものとする。

(カ) メールマガジンの開封数、(6)-イ-(ア)の東京観光レップからの転送数、URL クリック数等を把握するための CGI 等を設置すること。なお、契約金額には設置に関する調整も含め運用に関わる一切の費用が含まれるものとする。

(キ) 上述のランディングページについては、SSL サーバ証明書の発行により、SSL 暗号化通信を実現すること。発行する SSL サーバ証明書の機能の中で、暗号化強度については共通鍵暗号が最大 256bit、公開鍵暗号が 2048bit 以上、証明書署名アルゴリズムが SHA-2 に対応可能であること。また、当該ランディングページについては、携帯電話及びスマートフォンにも対応可能であること。

(ク) 現在運用中の既存サーバから、本仕様書の要求要件を満たす全てのサーバへのデータ等移行、新サーバのセットアップ、運用テスト及びその他必要とされる調整を行い、それらがすべて正常に動作し稼働可能なことの確認を済ませた上、後に TCVB と協議の上 TCVB が指定する期日までにサーバの移行に関わる一切の作業を完了させること。また契約金額には、本項 (キ) に関わる一切の費用が含まれるものとする。

## イ 配信先

(ア) 東京観光レップ

※東京観光レップ：海外に在住し、現地での東京のセールス活動を行う個人・法人等

(イ) その他 TCVB がリストを提供する配信先約 500 件

主な配信先はオランダ、韓国、台湾、香港、中国、タイ、マレーシア、インド、シンガポール等

※参考

本メールマガジンは東京観光レップから転送配信も行っており、その登録先数は約 6000 件である。

ウ ウェブへの掲載

(ア) メール配信後、同内容を以下の東京の観光公式ウェブサイトの該当ページに掲載すること。

(イ) 掲載するデータは、GO TOKYO で使用しているレスポンスデザイン用のフォーマットを使用して作成すること。

(ウ) 作成するデータは、最新号ページとバックナンバーページを作成すること。

(エ) 掲載データのアップロードは、GO TOKYO 内の指定ディレクトリに固定 IP アドレスにて FTP 接続により作業を行うこと。

【Tokyo Now 最新号】

<https://www.gotokyo.org/english/agent/citypromotion/mailnewsletter/>

【Tokyo Now バックナンバー】

<https://www.gotokyo.org/english/agent/citypromotion/mailnewsletter/back-numbers.html>

(7) 報告

ア 開封率、クリック数、レップからの転送数を確認し、配信後一週間のデータとその翌月末までのデータを報告すること。

イ 掲載依頼をした施設の連絡先を年度末に報告すること。

(8) その他

都が実施するブランディング事業の進捗に応じて、TCVB からデザイン、コンテンツ及び件名等について変更や修正等の指示を行う場合には臨機応変に対応を行うこと。

## 5 著作権等の処理

(1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。本メールマガジンの主な配信先は海外の旅行会社、報道関係社であること、また、4 (6) ウの東京都の公式観光ウェブサイトに掲載されることを説明の上、記事の内容に関し必要な掲載関係の許可を得ること。

(2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等は、当該事業以外の TCVB のプロモー

ション事業に使用することを前提として制作するとともに、その所有権・著作権等の権利はすべて TCVB に帰属する。また、受託者は著作者人格権の行使をしないものとする。

## 6 完了報告と委託費用の支払いについて

- (1) 毎奇数月（5、7、9、11、1月号）の配信等事業完了後に、別紙2「委託（一部）完了届」を提出すること。年度末には、別紙3「委託完了届」も提出のこと。
- (2) 委託料については、（1）の委託（一部）完了届をもって契約委託料を6等分にしたものを実費として TCVB へ請求すること。

## 7 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行に当たり、都の保有する個人情報の取扱いについては、別紙(4)「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- (3) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 8 その他

- (1) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- (2) 企画・構成・原稿作成等にあたっては、TCVB 担当者と綿密な打合せを行うこと。
- (3) 原稿の校正を綿密に行うこと。特に名称、所在地、リンク等については、より厳密な校正を行うこと。誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。
- (4) 本業務の履行に際して知りえた個人情報または委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、TCVB と協議を行うこと。
- (6) 本契約は、平成 31 年度東京都予算が東京都議会において委託契約締結前に可決・成立し、平成 31 年度の財団の収支予算が平成 31 年 3 月 31 日までに東京観光財団理事会で承認された場合において、平成 31 年 4 月 1 日に確定するものとする。